令和８年度第２回鳥取県グリーン商品認定申請募集要領

第１　趣旨

グリーン商品の普及を推進することにより、循環資源の適正な利用の促進を図るとともに環境産業の育成を図り、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に寄与することを目的として、鳥取県グリーン商品認定要綱（以下「要綱」という。）に基づき「鳥取県認定グリーン商品」の認定申請を募集します。

第２　申請（応募）受付期間

令和８年１１月１３日（金）から令和８年１１月３０日（月）１７時（必着）

第３　認定要件

要綱第５条に規定する要件によります。その主なものは、次のとおりです。

１　基本的事項

（１）生活環境の保全のために必要な措置が講じられている県内の事業所で製造され、又は加工されること。

（２）申請時においてすでに販売されていること、又は申請から６ヶ月以内に販売されることが確実であること。

（３）当該商品について適用される、関係法令等を遵守していること。

２　安全性への配慮

（１）特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと。

（２）商品について下記の基準に適合していること。

ア　販売等にあたり溶出試験等の基準がある場合は、その基準に適合していること。

イ　ア以外の場合は、次に掲げる基準のすべてに適合していること。

（ア）環境基本法（平成５年法律第９１号）第１６条第１項の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準

（イ）土壌汚染対策法施行規則（平成１４年環境省令第２９号）第３１条第２項に規定する含有量に関する基準

（ウ）ダイオキシン類対策特別措置法（平成１１年法律第１０５号）第７条の規定に基づくダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

（３）その他知事が必要と認める基準等に適合していること。

３　規格等

次のいずれかの規格に適合していること、又はこれらに準じたものであること。

（１）日本工業規格（JIS）

（２）日本農林規格（JAS）

（３）エコマーク商品認定基準

（４）グリーン購入法第６条に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める判断の基準及び配慮事項

（５）鳥取県土木工事共通仕様書

（６）その他公的な機関が定める品質等の基準

（７）その他知事が適当と認めるもの

４　循環資源の利用

（１）原材料として利用する循環資源の県内調達率が、原則として、次に掲げる率以上であること。

間伐材：７０%、木くず：７０%、がれき類：６０%、動植物性残さ：６０%

樹皮：５０%、ガラスくず：４０%、その他：できる限り高い率

（２）品目ごとに別紙に定める率の循環資源を原材料として利用していること。

第４　申請手続等

１　申請書類

（１）鳥取県グリーン商品認定申請書（様式第１号）

正本１部を提出してください。

※様式等については、鳥取県商工労働部産業未来創造課ホームページから入手していただくか、問合せ先に御連絡ください。

（２）添付書類

ア　当該商品の説明書

イ　当該商品製造フロー図

ウ　認定基準に適合していることを証する書類（溶出試験結果の添付について全部または一部を省略する場合は、その旨申し出ること）

エ　会社案内、パンフレット等

オ　その他参考となる資料

２　申請書類の受理について

（１）申請書類に不備がある場合には、受理しないことがあります。

（２）申請書類受理後、申請内容の確認のため、現地調査を行います。

３　提出先及び問合せ先

〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２２０番地

鳥取県商工労働部産業未来創造課（担当：野口）

電話：０８５７－２６－７５６４　、ファクシミリ：０８５７－２６－８１１７

電子メール：sangyoumirai@pref.tottori.lg.jp

ホームページ：　https://www.pref.tottori.lg.jp/green/

第５　認定審査等

１　認定審査

（１）鳥取県グリーン商品認定審査会（以下「審査会」という。）において、認定の適否を審査します。

（２）審査に当たっては、すべての申請者にプレゼンテーションを行っていただきます。

（３）必要に応じて別途追加資料の提出をお願いすることがあります。

（４）審査会は非公開で行われ、審査の内容に関する問合せには応じられません。

２　審査結果

審査結果については、すべての申請者に通知します。認定されたときは、審査結果の通知と併せて認定証を交付します。

３　認定期間

認定の有効期間は、認定の日から３年間とします。

４　認定商品の公表

認定された商品については、申請書等の記載内容をホームページ等により公表します。

第６　認定までのスケジュール（予定）

申請期間	令和８年１１月１３日（金）～令和８年１１月３０日（月）
現地確認	１２月上旬～１２月下旬
審 査 会	１月中旬
認　　定	１月下旬